

新潟県私立高等学校等学費軽減事業 (家計急変)のお知らせ

対象者

学費を負担される方に、今年度、死亡、失職、被災等の特別の事由が生じて、学費の負担が著しく困難になった場合は、個別に審査し、学費軽減額を決定しますので、御相談ください。

申請に必要な書類

特別の事由		提出書類
1 死亡	学費を負担する者が死亡したため、著しく収入が減少すると認められる場合	(1) 死亡を確認できる書類 (例) 死亡診断書、戸籍謄本 (2) 死亡者に代わって学費を負担する者の現在の収入を証する書類 (例) 給与証明書
2 疾病	学費を負担する者又はその被扶養者が長期にわたり入院等(おおむね6か月以上)を要する疾病のため、長期にわたり著しく収入が減少すると認められる場合	(1) 病名、疾病の程度等を証する書類 (例) 医師の診断書 (2) 収支の状況を証する書類 (例) 現在の収入を証する書類、医療費の支払を証する書類
3 被災	学費を負担する者が火災、風水害、地震等により、家屋の全焼、全壊、流出等の被害を受けたため、著しく収入が減少すると認められる場合	(1) 被災の内容、程度等を証する書類 (例) 被災証明書 (2) 収支の状況を証する書類 (例) 現在の収入を証する書類
4 失職	学費を負担する者が失職したため、著しく収入が減少すると認められる場合	(1) 失職を証する書類 (例) 前雇用主の失職を証する書類 (2) 収支の状況を証する書類 (例) 現在の収入を証する書類
5 その他	上記1から4に準ずる程度の特別の事由があり、学費を負担することが著しく困難であると認められる場合 (例) 離婚、倒産	上記に準ずる書類

**上記に該当する方は、
平成26年1月8日までにご相談ください。**